

令和7年度第2回岡崎市子ども・子育て会議 議事録

日 時：令和8年2月19日（木）13：30～14：50

場 所：岡崎市役所西庁舎7階 701号室

出席委員：14名

小原倫子（会長）、鈴木渉、相川英里、内藤智宣、吉川美里、
花田直樹、木村聡、川本祐二、原田浩子、山崎信貴、成瀬眞佐子、
天野智子、斉藤祐子、佐野彦一

欠席委員：2名

浅井広、堀内健一

傍聴者：なし

1 開会

2 議題

- (1) 岡崎市子ども・子育て会議について
- (2) 会長の選任について
- (3) 乳児等通園支援事業の利用定員について
- (4) 特定教育・保育施設の利用定員について
- (5) おかざきっ子育ちプランの変更について

3 その他

4 閉会

《主な質疑、意見など》

議題1 岡崎市子ども・子育て会議について

事務局から説明（資料1）

（委員から質疑等なし。）

議題2 会長の選任について

（事務局から会長の選出方法、根拠について説明したのち、委員からの推薦について意見を求めた。）

委員：小原倫子委員を推薦したいと思います。

（この後、他の委員から異議なしの発言があり、出席委員全員承認となったため、小原委員が会長に選出された。）

会長： 議事に先立ちまして、子ども・子育て会議条例第5条第2項の規定により、会長の職務代理を指名します。職務代理には木村委員を指名します。

議題3 乳児等通園支援事業の利用定員について

事務局から説明（資料2）

委員： 2園ということだが、今後増えるのか 将来的な見通しはどうか。

事務局： 議題5でご説明する予定ですが、令和8年以降のニーズ量については、あくまで見込みとなっております。今後につきましては、実際のニーズ量や2園の実施状況を見て、検討していきます。

委員： 増えていく予定か。

事務局： それも含めて実施後に検討していきます。

委員： 「誰でも、いつでも」では、名称や制度の内容が漠然としているように感じる。病気や所用の際に預けるためだとすると時間数が少ないようにも思う。具体例を挙げて説明してほしい。

事務局： 病気や所用の際には、一時預かりや病後児保育という別の制度を利用していただくこととなります。こどもの育ちのために、例えば、特

定の曜日に定期的に利用して集団生活に慣れていくといった利用を想定しております。登園できれば、発達に心配のあるお子さんも利用していただけます。

委員： 量の見込の計算式「対象児童×利用率×10時間」の利用率はどのように計算されているのか、また具体的には何パーセントなのか。

事務局： 先行して、試行実施している自治体の率を参考にしています。

委員： 具体的には、何%になるのか。

事務局： 令和8年度は3%を見込んでいます。

委員： この制度は、保育園、幼稚園が主として関係してくるため関心を持っている。余裕型、一般型とあり、島坂と八帖の2園の場合には混在しているように見受けられる。今後、対象が拡大される場合、どちらかを選択せず、年齢によって混在させて参入することができるのか。

事務局： 現段階では、事業計画上はどちらかを選択することになっていません。

委員： 今回の2園は、定期利用、柔軟利用のどちらか。

事務局： 2園とも定期利用となります。

委員： 電話等で、枠が空いていたら、といった柔軟利用はできないのか。

事務局： 前提として、曜日と時間は固定での利用を想定しています。

委員： 運用の仕方は一時預かり同様の登録制となるのか。

事務局： 利用にあたっては、給付認定を受けることが必要となります。

委員： 一般型を選択して、専用室を一時預かりとこの制度の併用とすることは可能なのか。

事務局： 認可基準を満たしていれば可能です。

委員： 保護者負担額はどうなるのか。

事務局： 1時間あたり、300円を予定しています。

委員： 各市町や園ごとに利用料がまちまちであるととらえている。今回は、公立であるため市が定めていると思うが、私立の場合には変更することが可能なのか。

事務局： 事業者が決めることとなっています。

委員： 国の「こども誰でも通園制度総合支援システム」を使用するのか。

事務局： 認定申請からオンラインでこのシステムを使用します。

委員： 現行の一時預かりと誰でも通園制度の違いが分かりにくいと感じる。実際のニーズは「こどもの育ち」のためではなく、こどもを少しだけ見てほしい、少しだけ離れたい、といった「親の目線」からのものだと思う。「こどもの育ち」のためであれば、親子広場や習いごとでよい。

もうすぐ、令和8年度から事業が始まるということで、目的などがわかり易い広報や周知をお願いしたい。また、そもそもは予約をして定期的に、ではなく、今すぐに助けてほしい、というニーズにも答えることができるような制度を目指していたのではないか、もっと柔軟な制度であってほしい、という思いもあるためお伝えしておきたい。

事務局： 難しい面もありますが、広報に努めていきます。

会 長： 先行実施をしている名古屋市での利用者の感想として、日常的に親子で利用してこどもとの遊び方や関わり方を学ぶ子育て支援センターとは異なり、こども誰でも支援制度ではこども自身がこどもの集団に入って社会性を発揮するという体験ができた、またそのことが印象深かった、という話を聞いている。この会議に参加して、目的をしっかりと説明して周知することがとても大切だと改めて知ることができた。

議題4 特定教育・保育施設の利用定員について

事務局から説明（資料3）

委 員： 認可定員より利用定員が少ない理由は何か。少なくすることでの事業者のメリット何か。

事務局： 認可定員はキャパシティに応じた定員です。利用定員は職員数等を考慮した受入可能な人数です。利用定員が少ない方が給付単価が高いため、利用定員と実際の受入れ人数が乖離していると経営上不利な状態となってしまいます。

委 員： 事業者が利用定員を増やさなくなってしまうのではないか。

事務局： 利用定員を設定する際には、国や市の補助金を活用して施設整備などを行う場合が多く、待機児童を解消するための市の意向なども反映するため、事業者が自由に決定できるものではありません。

委 員： 幼稚園の新制度について教えてください。

事務局： 幼稚園の制度は、子ども・子育て支援法施行後に大きく2つに分かれました。愛知県の認可であることに変わりはありませんが、県から助成を受ける旧制度と、市から給付を受ける新制度があります。新制度に移行すると定員や職員配置による加算等がありますが、移行するかは園側の経営判断によるものとなります。

委 員： 新設園だけではなく、既存園も移行できるのか。

事務局： 基本的には、事業者の希望で移行することができます。

委 員： 新制度に移行すると市の負担が増えるということだと思うが、市にとってのメリットはあるのか。

事務局： こども園へ移行した場合は、待機児童の解消ができるという効果がありますが、新制度への移行のみの場合は、一定の関与はできるもののそうした効果は期待できません。

委員： 認定こども園への移行がより望ましいということか。

事務局： そのとおりです。

議題5 おかざきっ子育ちプランの変更について

事務局から説明（資料4）

委員： 15頁について、修正前後で差が大きいように感じるが何故か。

事務局： 世帯の数を掲載すべき箇所について、世帯人員数を掲載してしまっていたことによるものです。

委員： 国勢調査の数値であるため変更することができないことは承知しているが、核家族化の進行や離婚者の増加傾向の中で、母子父子世帯が400世帯減っていることに疑問を感じる。

事務局： 所得制限があるため、全てのひとり親を対象としているわけではありませんが、市の遺児手当の受給者数が、母子父子世帯数に近い数値と考えられます。この受給者数が概ね2,200～2,300であり、やはり国勢調査の数値とは乖離がありますが、全ての個人情報調査票に記入されない方等もいるためではないかと考えております。

なお、岡崎市の場合は、離婚率やひとり親家庭の数は、近年ゆるやかな減少傾向が見られます。

会長： 他にご質問がないようですので、以上で本日の議題を終了します。

閉会（14:50）